

---

◎意見書案第1号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第10、意見書案第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

意見書案の朗読は省略して、提出者から趣旨説明を求めます。

（3番 佐藤作行君 登壇 趣旨説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） まず、聞きたいのは、この中にも法制度の見直しというのがありますので、どのように法制度が変わったのか、その辺を文書で提示しながら説明をしていただきたいというのが1点あります。とりあえず、それをお願いします。

○3番（佐藤作行君） まず、これは決定しておりません。今国会に提出見込みというようなことです。

○7番（関 唯彦君） 見込みでまだ議論がされている段階にも関わらず、完全にそういうものは・・・、何と言うんでしょうかね。もう限定した文書になっていますね。ですので、賛成するとすれば、限定する文書じゃなくて、そういうことも懸念があるので、できるだけそういうふうにならないように・・・、労働者だけじゃなくてね。企業側についても触れるべきものなのに、限定してこういうことをすべきでないということ自体がおかしいのではないのでしょうか。意見として。その辺はどうなんですか。

○3番（佐藤作行君） 別に私はおかしいものだとは思っておりませんが。

○7番（関 唯彦君） 限定正社員についてやれば、私の調べた中では、かなり喜ばれているというふうに受け止めているところが結構多いということは聞いています。

転勤とか、勤務地が定められるということによって、教育の、子育てに関しても有利だと言っている方も多くおられますし、転勤はいやだという方もおられます。そういう面から見て、この限定社員が、労働者に対して悪い環境をもっているというふうには、私は思わないんですね。

それから、ホワイトカラーのイグゼンプションもそうです。これも働く時間を自分から、自ら変えることもできるようにもなっていますし、ですから、その辺の説明が・・・、なぜ労働者にとって悪いのかというのが、本当に説明になっていないんですね。紙っぺら1枚くら

いで。ですから、その辺を説明していただきたいんですよ。文書をもって。それによって、私たちが納得させて欲しいんですけども、そういうものが一切ないものですから、ちゃんとした説明をお願いしたいんですけど。

○3番（佐藤作行君） これに対しては、やっぱり賛成する方もあり、反対する方もあり、全てが賛成ということだとは思っておりません。

関議員がこういう意見もある、こういう意見もあるというのは、十分私も承知しております。賛成意見があるということも承知しております。反対意見があるということも承知しております。

○議長（稲葉昭宏君） 関君、もう一度どうぞ。

○7番（関 唯彦君） 文書で説明してくださいということを言っているんです。そういう意見があるじゃなくて、文書でどういうところがおかしいから、これは労働者に対して不利益ではないかということを言いたいわけでしょう。ですから、それについて説明してくださいということを言っているんです。内容について。

○3番（佐藤作行君） これは、私も十分な知識を持っているわけではありませんが、新聞紙上あるいは多方面からの声で聞くことによりますと、解雇の金銭的解決という文についてなんかにしては、いま労働争議で、例えば、判決が出ると、現職場へ復帰できるということになっておりますが、これが金銭的解決制度になりますと、お金を払えば解雇できるというような制度だそうです。

それから、ホワイトカラーイグゼンプションについては、主に管理職なんですけど、管理職手当でまかなって、現在行われているような残業でお金を払わないと、それで、それに見合うものは役職手当でまかなうというようなことだそうです。

それから、限定正社員は関議員が言われたように、地域を限定して転勤がなくて現在の正社員であつちに飛ばされたり、こっちに飛ばされたりということはない。しかし、給料もある程度現在の正社員とは別な形で設定されるというようなことだそうです。

そんなところでよろしいですか。

○7番（関 唯彦君） あなたがいま言ったのは、新聞ですとかと言っているんですけど、ちゃんとした情報を提出してくださいということです。その辺の説明をしてくださいということです。

ですから、法改正なら法改正の・・・、どういうふうに制度が変わっていくのかというところ。あなたの言っているのは、あくまでもうわさですとか、新聞ですとか、そういう話を聞

いたと先に言いましたけれども、それだけでは、これは問題があるんじゃないですか。私が聞いているところは、限定正社員だって悪いところはないと思いますしね。先ほど言ったように喜んでいる人だっているわけですから。だから、どこがどういう不利益になったというのが・・・、うわさ話じゃなくて、どこからの情報でどういうふうな文書でというのを示していただきたいんですよ。

テレビや新聞だって、結構いろんな・・・、インターネットで検索したって、悪いところ、良いところがいっぱい出ていますよ。けれども、それだけじゃわからないわけですよ。

だから、政府がどのような話をされていて、どういうものだという情報が私たちは欲しいんです。それをもとにこれがいいのかどうか判断するわけだから。実際は、この紙っぺらじゃなくて、やはりその説明書というものをちゃんと付けて、政府がどのような状態で話し合っていて、どこがどういう問題点があるという説明がないのに、この紙っぺら1枚で意見書を出して来た。これは納得・・・、我われはどうやって判断したらいいんですか。それが欲しいと言っているんです。そういう説明じゃなくて。

○3番（佐藤作行君） 私が読み上げたとおり、これはまだ国会にも提出されていない文書なんです。それで、政府内部でこういうことはいま討議されているということで、政府筋から漏れ伝わるというのが、実情のようです。

それで、その上にたって、そのようなことがルール改正で出されて、成立した場合、大変困るという意見がありまして、それで、私が提出させていただいたようなわけです。

○5番（高柳孝博君） 今、まだ審議中ということですが、それぞれこれら全ての意見の中では、まず限定されているわけですね。全て労働者が解雇されるかということではなくて、ある条件のもとで・・・、例えば、解雇の金銭的解決制度も全てお金で解決をつけるかという、「お金を出すから、解雇しますよ」ではないわけですよ。労働契約法の16条で、それでも違法行為だと、だから、これは無効だよといったものに対して最終的に、「じゃあ、お金で解決しましょうか」と一つの道ができるということですね。

なおかつ残りたいという場合に、これから残りたいという場合に、本人が残ることもできる。あるいは残ることに対して、いろんな心労があったと、損害賠償をしてくれと、そういうふうな議論というのは、まだこれから出る可能性があるわけですよ。

（佐藤議員「あります」と呼ぶ）

○5番（高柳孝博君） そうすると、今これで反対かどうかというのは、まだよくわからない部分がある。だから、もう少し詰めてから出されたらどうかと思うわけです。

限定正社員についても、先ほど関議員の方からもありましたけれど、私は限定のほうがいいという方は確かにいらっしゃるんですよ。時間の限定、地域の限定、例えば、主婦の方であるとか、そういう方は夫がそこで勤めていたら、遠くに行くよりはここの方がいいという方もいらっしゃるわけですので、そのあたりの利点、労働者にとって、必ずしも悪いということではなくて、利点もあります。そのあたりの議論がまだこれからなされるのではないかな。

それから、ホワイトカラーイグゼンプションもそうですけれど、これはほぼ限定で、管理職で、ある特定の職種に関してやるわけですから、全ての労働者がそれに該当するわけではないわけですね。

だから、そういう意味で、もう少し議論が詰まってから出されたらいかがでしょうか。

○3番（佐藤作行君） 議運でもいろいろそういう発言がなされたわけですが、せっかく要件もそろったことですし、私がお願いして、無理を言って出させていただいたわけですから。

確かに、この意見書の中身に書かれている分というのは、まだ途中経過であり、議会にも提出されていないということです。そこらは確かに言われることも十分私もわかります。以上です。

○9番（一瀬寿一君） 議論がいまなされておりますが、私は、議運の方で皆さんにお諮りいたしまして、そのときも反対者の方が多いような状況だったわけです。

そういった中で、賛同者がいるということで受け付けざるを得ないというような状況で、佐藤議員もたぶんわかっていると思いますが、各市町、賀茂郡下いろんな市町に連絡を取って聞いてみても、まだ時期尚早ではないかというような状況で、中でも県でも国でも政府に対する反対のようなあれもあるようではありますけれども、これはひとつ次回に先送りするような状況じゃまずいのですか。提出者。

○3番（佐藤作行君） 議運でもそれは話されたことです。それで、議運の慣例として全会一致でやるということも議長の方から伺っております。それを踏まえた上で、どうしますかということで、賛同者がおりますので、提出させていただきたいと、私が申し上げて、一応こういうところに提出させていただいたということです。

○10番（鈴木源一郎君） 今、アベノミクスが不徹底で、景気は上向きだなんて言いますが、シャバは不況が深刻になっていて、これを打破するポイントの大きな一つは、やっぱり給料、賃金をアップするということで、いま春闘も始まっているわけですが、ごく一部で、やっぱり低賃金構造というのは直っていかないということから、低賃金構造を打

破しなさいという方向の意見書ではないかというふうに思うんだけど、どうなんだね。

それから、いま一瀬議員が言うように、議運の全会一致の通過が、だいたいおよその慣例、そうでない場合も、中には長い歴史にはあるわけだけど、そういうことから見ると、型破りみたいなのところがあるわけだけど、そこが打破されて、1人賛成だったから出てきたという根拠はなんだね。そこを打破してきたというのは。議運を。

○3番（佐藤作行君）　そこも議長にも重々言われて、6月に繰り延べたらどうかという提案も受けたわけです。けども、私としては、せっかく賛同者もおりまして要件が満たされているということで、お願いして出させていただいたという経緯です。

先ほど鈴木議員がおっしゃられた低賃金構造、それも当然含むと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。  
（「採決」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

佐藤君、自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君）　私は本案に反対いたします。先ほども言いましたが、各市町・・・、また時期尚早である。議論不足でもあるし、議運の方で全会一致でもありませんでしたし、いろいろこの辺は議論がまだなされているようで、先送りをしたいというようなことで反対を申し上げます。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番（福本栄一郎君）　私は本案に賛成いたします。雇用社会の日本の主人公であります雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済社会の持続的な成長のために必要であると思います。

解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招く恐れのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者を保護するルールの後退が懸念されている

議論がいまなされているわけでございます。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環と全く逆の動きであると言えます。

よって、私は本案に賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより意見書案第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についての件を挙手により採決いたします。

意見書案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手少数であります。

よって、本意見書案は原案のとおり否決されました。

---